

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 9 月 30 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500319号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500121号

第1 結論

請求者のA社における平成6年4月1日から平成7年12月26日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年4月から同年9月までの標準報酬月額については、11万8,000円から30万円に、平成6年10月から平成7年11月までの標準報酬月額については、11万8,000円から34万円とする。

平成6年4月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成7年10月及び同年11月に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年10月及び同年11月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年4月1日から平成7年12月26日まで

A社での厚生年金保険被保険者期間のうち平成6年4月から平成7年12月までの間、今までと同じ給料を受け取っていたにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額が私の知らないところで不当に下げられている。

請求期間のうち、平成6年4月分の給料の総支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給料支払明細書を提出するので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年9月までは30万円、平成6年10月から平成7年9月までは34万円と記録されていたところ、平成7年8月7日付けで、平成6年4月1日に遡って11万8,000円に引き下げられ、請求者の資格喪失年月日(平成7年12月26日)まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、請求者に係る上記標準報酬月額の遡及訂正処理日(平成7年8月7日)と同日付けで、厚生年金保険被保険者53人に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できるところであり、複数の同僚の回答から同社が経営不振であったことがうかがえるほか、同社で総務・経理を担当していた従業員は、同社は請求期間当時、厚生年金保険料を滞納していた旨を回答していることから同社が経営不振であったことがうかがえる。

さらに、請求者は自身の職種はトラック運転手であったとしており、複数の同僚も、請求者

がトラック運転手であった旨を陳述していることから、請求者が標準報酬月額減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年8月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実を即したものと考え難く、請求者について平成6年4月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている請求者の平成6年4月1日から平成7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た記録から平成6年4月から同年9月までは30万円、同年10月から平成7年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成7年10月1日から同年12月26日までの期間については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらない。

しかしながら、平成6年4月から平成7年9月までの標準報酬月額が請求者と同様に遡及訂正された、倉庫業務担当の従業員の一人が所持する給料支払明細書等によれば、平成7年10月以降の期間に遡及訂正処理前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、同様に現場勤務であった請求者についても、当該期間について、遡及訂正処理前の標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記訂正後の平成7年9月の標準報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成7年10月及び同年11月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500365号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500065号

第1 結論

平成7年*月から平成9年3月までの請求期間及び平成9年7月から平成10年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年*月から平成9年3月まで
② 平成9年7月から平成10年3月まで

請求期間①及び②の国民年金保険料は、当初納付することができなかったが、勤務先を変えた後に、一括して銀行窓口で納付したため、請求期間が未納の記録となっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は、A銀行の普通預金口座から現金を引き出し、銀行窓口で一括して納付したが、具体的な納付時期及び納付金額は不明としており、A銀行は、請求者の請求期間①及び②当時の預金口座取引明細について、保存期間の10年が経過しているため提出することができないとしていることから、国民年金保険料の納付について確認することはできない。

また、B市(現在は、C市)に係る平成9年度国民年金保険料納付台帳により、請求期間②の国民年金保険料が納付されていないことが確認できる上、請求者はA銀行から保険料を納付したのは今回の訂正請求に係る一括納付時のみと陳述しているところ、請求期間①及び②の間の保険料納付済期間3か月間のうち、平成9年5月及び同年6月の2月分の保険料が、平成9年7月8日付当該銀行扱いで納付されていることが確認できる。

さらに、請求者の陳述により、請求期間①及び②の国民年金保険料納付時期は平成9年以降と思われるが、この時期は年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500329号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500050号

第1 結論

昭和42年*月から昭和45年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年*月から昭和45年3月まで

平成23年、妹の統合されていなかった請求期間当時の国民年金加入記録が見つかった。妹も自分も当該記録を知らなかったが、両親が妹の国民年金の加入手続をし保険料を納付していたものと思う。

両親が妹の分の加入手続をし保険料を納付していたのならば、同様に家族と同居し、家業を手伝っていた自分の分も納付してくれていたのではないかと思うので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時同居していた請求者の妹の国民年金加入記録が新たに見つかったことから、両親が妹の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していたのならば、同様に自身の分も両親が加入手続をして保険料を納付していたと思うと主張している。

しかしながら、請求者の基礎年金番号は、請求者の厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該記号番号には国民年金の被保険者記録はなく、請求期間のうち、昭和42年*月から昭和45年2月までは国民年金の未加入期間であり、昭和45年3月は厚生年金保険被保険者期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者の妹の請求期間当時の国民年金記録は、旧姓で記録されていたことにより未統合となっていたと考えられるところ、請求者についてもオンライン記録により旧姓で氏名検索を行ったが、請求者に該当する国民年金被保険者記録はなく、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が請求期間当時居住していたA町において請求期間当時に払い出された記号番号を確認したが、請求者に該当する記号番号は見当たらない上、請求者も国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持していないなど、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の両親は既に亡くなっていることからその証言を得ることができない上、請求者の妹も請求者の請求期間の保険料納付等については具体的な記憶はないとしており、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する具体的な状況が不明である。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500367号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500122号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社D支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年12月31日から昭和52年1月1日まで
② 昭和56年7月31日から同年8月1日まで

請求期間①については、私がA社を退職したのは昭和51年12月31日なので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和52年1月1日のはずである。請求期間①の資格喪失年月日を同年1月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②については、私がC社D支店を退職したのは昭和56年7月31日なので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年8月1日のはずである。請求期間②の資格喪失年月日を同年8月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職日は昭和51年12月30日となっており、請求期間①において請求者が同社に勤務していたことが確認できない。

また、請求者が勤務していたA社の事業を承継しているB社は、請求期間①に係る厚生年金保険料控除については不明と回答している。

さらに、事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和51年12月31日となっており、これは、オンライン記録と一致している。

請求期間②については、雇用保険の加入記録によると、請求者のC社D支店における離職日は昭和56年7月30日となっており、請求期間②において請求者が同社に勤務していたことが確認できない。

また、同社の事業主の回答及び従業員台帳によると、請求者の退職日は昭和56年7月30日であり、請求期間②に係る厚生年金保険料控除については不明となっている。

さらに、事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和56年7月31日となっており、これは、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。